

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 犬の抑留の実施  
保健医療機関等の指定  
土地改良区の役員 の退任及び就任
- ◇選管告示 鳥取県選挙管理委員会の招集
- ◇公告 昭和三十七年度鳥取県保母試験実施要項
- ◇正誤 昭和三十七年六月一日付鳥取県選管規則第三号中訂正

## 告示

### 鳥取県告示第三百七十六号

狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第六條第一項の規定による犬の抑留に關し、同條第五項の規定に基づく期間及び区域を次のとおり指定する。

### 鳥取県告示第三百七十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三條ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關する政令（昭和三十二年政令第

昭和三十七年七月三日	鳥取県知事 石 破 二 朗
実 施 期 日	実 施 区 域
昭和三十七年七月九日、十日、十一日	米子市、境港市、西伯郡
十三日、十四日	日野郡
十七日、十八日、十九日	倉吉市、東伯郡
二十三日、二十四日	気高郡
二十六日、二十七日、二十八日	鳥取市、岩美郡
三十日、三十一日	八頭郡

八十七号) 第九条の規定により告示する。

昭和三十七年七月三日  
鳥取県知事 石 破 二 朗  
氏、名 住 所 登録の 登録年月日  
記号番号  
鹿島 誠 米子市加茂町一 鳥医 昭和三十七年  
第九二七号 六月二十五日

鳥取県告示第三百七十八号

土地改良区から次のように役員が退任、就任及び住所  
が変更した旨の届出があつたので、土地改良法(昭和二  
十四年法律第九十五号)第十八条第十一項の規定によ  
り告示する。

昭和三十七年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大誠土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 梅津 善寿 東伯郡大栄町大字大谷一、四五一  
" 油木 健吉 " 六尾四四三

"	田中徳太郎	原 八五四
"	生原 敏夫	瀬戸三七九
"	石丸 正章	三九四
"	岩間真之助	東園五九六
"	磯山 照一	西園一、一五一
"	山田 政男	一、〇三三
"	奥田 恭	六尾四七五
"	小谷 嘉吉	東園四〇八
"	監事 西山 孝	原 一、一一四
"	就任した役員の名及び住所	
理事	梅津 善寿 東伯郡大栄町大字大谷一、四五一	
"	油本 健吉	六尾四四三
"	田中徳太郎	原 八五四
"	生原 敏夫	瀬戸三七九
"	石丸 正章	三九四
"	岩間真之助	東園五九六
"	磯山 照一	西園一、一五一
"	山田 政男	一、〇三三

昭和三十七年五月八日通常総代会において総選挙の結  
果当選昭和三十七年五月二十四日就任、任期二年  
青谷町長和瀬土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 山田 利次 気高郡青谷町大字長和瀬六一ノ一  
理事一名欠員  
上砂見土地改良区  
変更した理事の住所及び氏名  
理事 宮橋 茂 鳥取市上砂見二二三  
とある住所を鳥取市上砂見二二三の一と変更する。

鳥取県告示第三百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八  
条第十項の規定により、米子市尚徳三ヶ堰土地改良区か  
ら、次のとおり役員が退任及び就任した旨の届出があつ

たので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十七年七月三日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の名及び住所

理事	江原 勝美	米子市青木
"	三吉 重雄	榎原
"	鷲見 喜一	大袋
"	山脇 巖	榎原
"	加藤 勤	榎本
"	吉本 寿一	"
"	須山 昭典	"
"	松浦 透	榎原
"	田中 克己	"
"	山川 栄	榎本
"	前田 茂	榎原
監事	岩崎 一	"
理事	山脇 巖	米子市榎原
"	岩崎 一	"

就任した役員の名及び住所

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義  
 一日時 昭和三十七年七月五日、午後二時  
 二場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県自治会館  
 三報告 選挙会及び選挙分会の結果について

昭和三十七年度鳥取県保母試験を次の要項により実施する。  
 昭和三十七年七月三日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十七年度鳥取県保母試験実施要項  
 一 願書受付期間  
 昭和三十七年七月九日から同年八月四日まで（郵送の場合には、当日消印あるものは有効）  
 二 願書提出先  
 鳥取市東町一丁目三〇二番地  
 鳥取県厚生部婦人児童課  
 三 受験資格

### 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号  
 昭和三十七年第八回鳥取県選挙管理委員会を、次のとおり招集する。  
 昭和三十七年七月三日

小村 勝美	大袋
鷲見 喜一	青木
谷本 藤重	榎原
田中 克己	橋本
乗本 治	橋本
乗本 昭一	橋本
加藤 伸一	橋本
岡 俊隆	榎原
山川 栄	橋本

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学学を卒業した者、通常の課程による十二年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者。

2 満十八才に達した後児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する児童福祉施設において、三年以上児童の保護に従事した者。  
 3 その他厚生大臣が受験資格を有すると認定した者。  
 四 試験日時、科目及び場所

月 日	試 験 科 目	時 間	場 所
八月三十日	社会福祉事業一般 児童福祉事業概論 児童心理学及び精神衛生 保健衛生学及び生理学	九時 一〇時三十分 十時四十分一十二時十分 一時 二時三十分 二時四十分一四時十分	鳥取県倉吉市海田 （山陰線上井駅下車徒歩八分） 鳥取県立保育専門学院
八月三十一日	看護学及び実習 栄養学及び実習 保育理論 保育実習（学科）	九時 一〇時三十分 十時四十分一十二時十分 一時 二時三十分 二時四十分一三時四十分	鳥取県立保育専門学院 上井第一保育園
九月一日	保育実技（保育園児の実際取扱 い）音楽（ピアノ、歌唱）	九時 一四時	鳥取県立保育専門学院 上井第一保育園

備考 音楽は、任意の保育歌をピアノをひきながら歌う。

五 受験科目の一部免除

四に規定する科目のうち、次の各号に該当する者については、本人の願(様式三)により、当該科目の受験を免除する。

1 昭和三十五年以降に実施した試験に合格した科目のある者。

2 厚生大臣の指定する学校又は施設において、その指定する科目を専修した者。

(注) 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第四十一条の第二第三項に規定する試験科目「保育実習」の免除は、行なわない。

六 受験手続

保母試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

- 1 保母試験願書(様式一)
- 2 履歴書(様式二)

- 3 戸籍抄本
- 4 受験資格の各号の一に該当することを証明する書面
- 5 写真(六か月以内に撮影した名刺版正面上半身のものとし、裏面に氏名を明記すること。
- 6 保母試験受験科目免除願(様式三)
- 7 一部科目合格証明書写(他府県で一部科目に合格している者にあつては、当該府県庁主務課の証明をつけること。)(又は厚生大臣の指定する学校、施設の科目専修証明書
- 8 返信用封筒一通(住所氏名を記入し、十円切手をはりつけること。)

備考 (1) 4にいう「受験資格を証明する書面」とは、

学校卒業証明書又は施設勤務証明書をいい、特に旧制中等学校に準ずる各種学校等の場合で校格の判然としないものについては、その認定を便利にするため当該学校の校格を証明する書類(次の様式)を添付すること。

校 格 証 明 書

本校の 年度卒業者 は、旧中等学校を卒業した者と同程度の資格を有する旨、主務官庁の認可を受けていることを証明する。

昭和 年 月 日

学校名

校長 氏 名 印

(2) 3、4について、昭和三十五年以降鳥取県で受験したものは、提出しなくてもよい。

七 手数料

1 受験手数料は、五百円とし鳥取県収入証紙によること。ただし、収入証紙により難いときは、現金書

(様式一)

受 験 願 書

保母試験を受けたいので、関係書類及び手数料を添えて申請します。

昭和 年 月 日

本 籍 地  
現 住 所

留により送金すること。

2 受理した手数料は、理由を問わず返還しない。

八 その他

1 保母試験要項は、鳥取県婦人児童課で交付する。

郵便で請求する場合は、返信用封筒を同封すること。

2 受験願書を郵送する場合は、必ず書留郵便とし、「保母試験願書在中」と朱書すること。

3 受験票は、願書受付締切後十日以内に交付する。

4 全科目合格者は、鳥取県公報に告示するとともに保母資格証明書を交付する。一部科目合格者に対しては、一部科目合格証明書を交付する。

五百円の鳥取  
県収入証紙を  
はりつけ消印  
しないこと。

(ふりがな)  
氏名

年 月 日 生

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

- 全科目
- 社会福祉 一般
- 児童福祉 概論
- 児童必理学 及 児童精神衛生
- 保健衛生学 及 生理学
- 看護学 及 実習
- 栄養学 及 実習
- 保育理論
- 保育実習

(受験該当科目欄へ (X) をつけてください)

(様式二)

履 歴 書

氏名	旧姓	年 月 日	職 歴	事 項

右のとおり相違ありません。

昭和 年 月 日

氏名

(注) この用紙をつかいペン書とすること。

(様式三)

保母試験受験科目免除願

別紙写のとおり一部科目に合格しております(一部試験科目を厚生大臣の指定する学校(施設)で専修しております)ので、左記科目について受験を免除くださるようお願いいたします。

記

昭和 年 月 日

氏名

印

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

(注) 本証を添付する場合には、試験場で返還する。

正 誤

昭和三十七年六月一日付け鳥取県選挙管理委員会規則  
第三号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

- 36 頁 行 誤 正
- 13 頁 第十八号様式 第二十号様式

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
[定] 一部月極二五〇円(配達料共)